

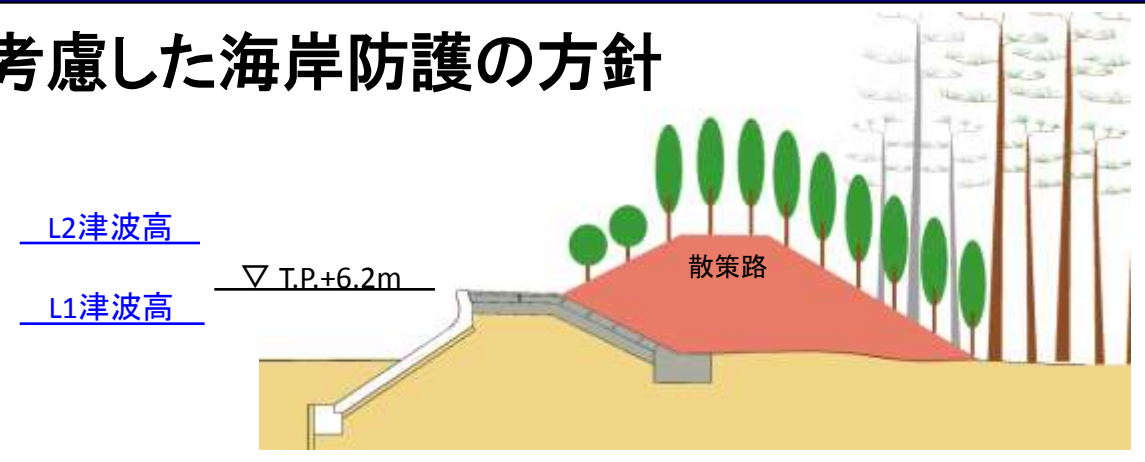
# 第3回 駿河海岸整備検討会

平成27年8月24日

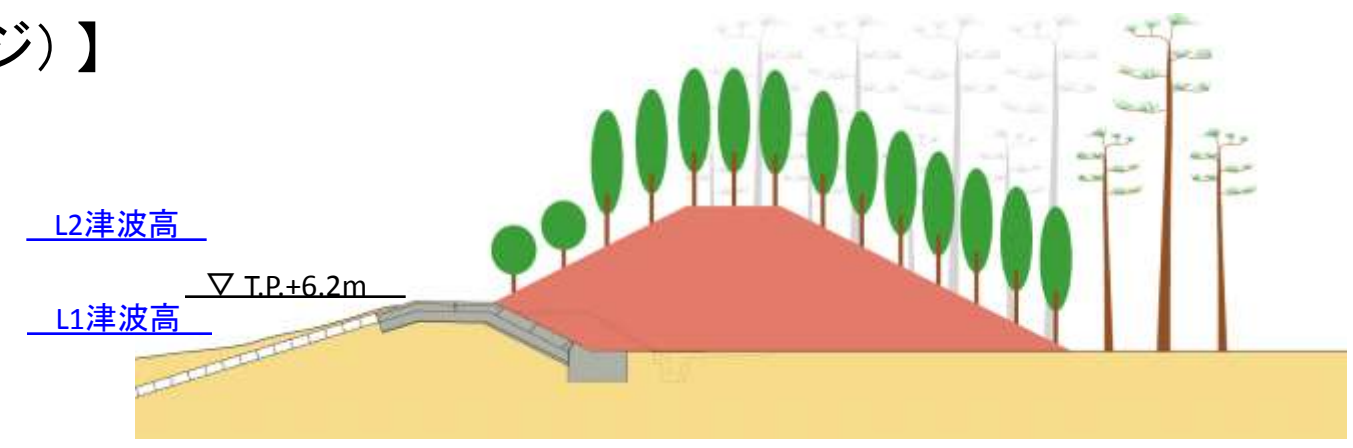
# 第2回検討会の確認

## 市町の考える防災まちづくりを考慮した海岸防護の方針

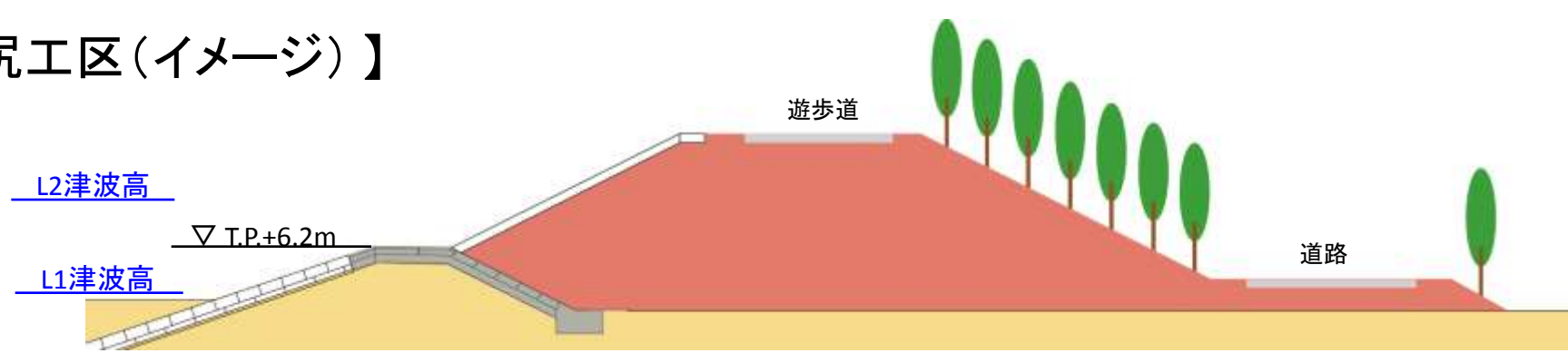
【焼津市：大井川工区（イメージ）】



【牧之原市：榛原工区（イメージ）】



【吉田町：川尻工区（イメージ）】

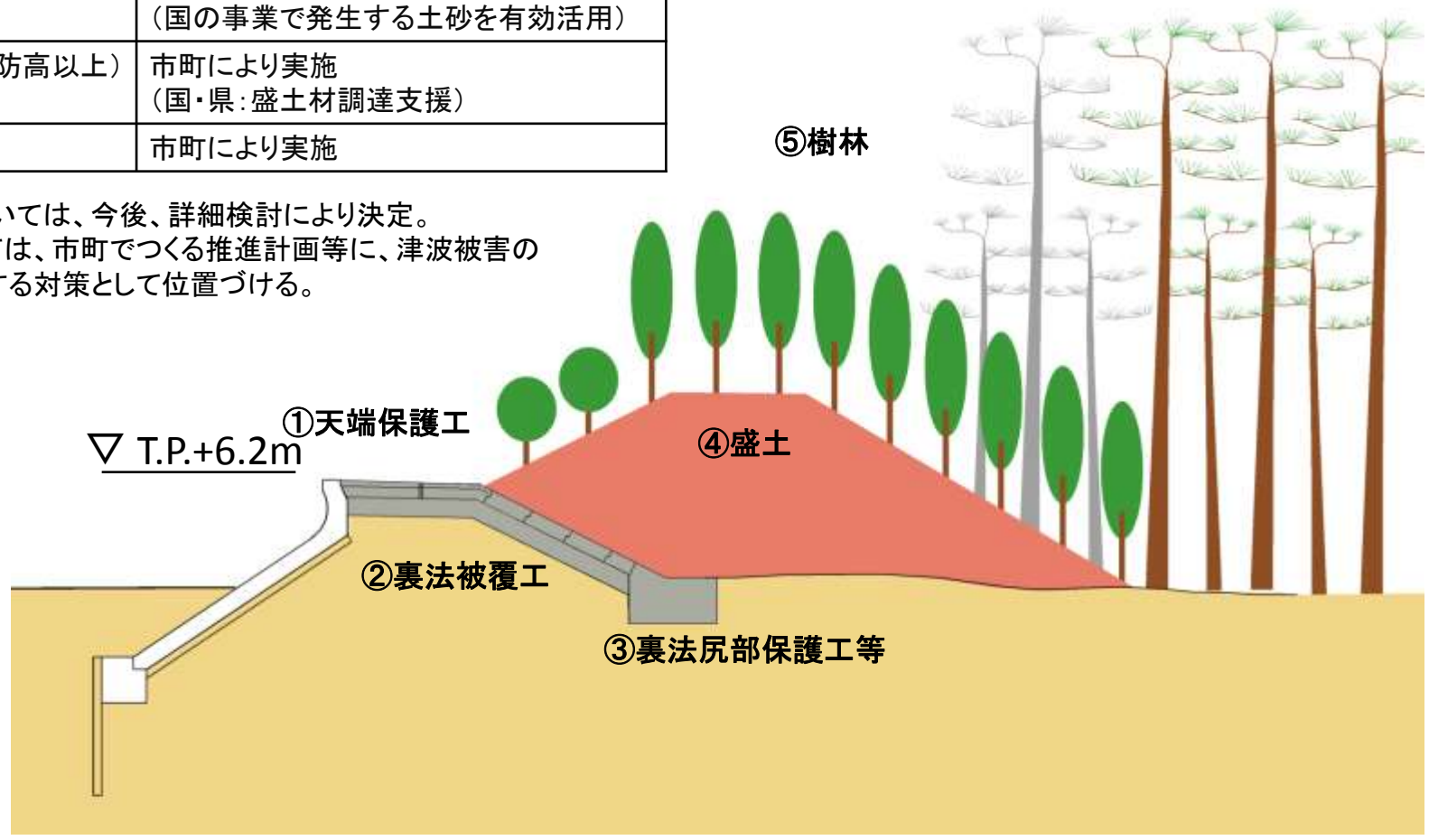




## 駿河海岸の海岸防護における施工役割分担イメージ

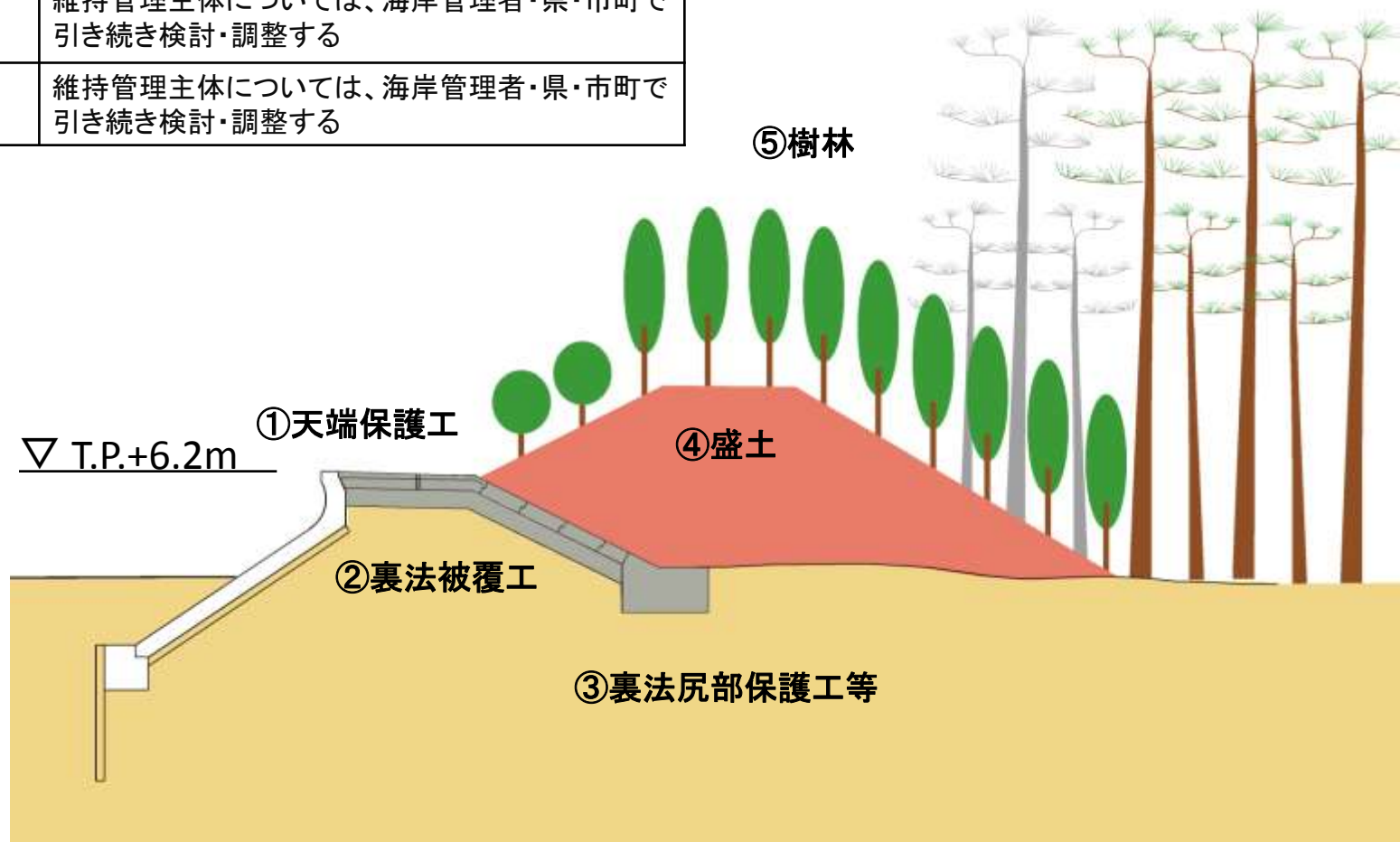
①天端保護工		国の海岸事業により実施
②裏法被覆工		国の海岸事業により実施
③裏法尻部保護工等		国の海岸事業により実施
④盛土	(現況堤防高まで)	国の事業により実施 (国の事業で発生する土砂を有効活用)
	(現況堤防高以上)	市町により実施 (国・県:盛土材調達支援)
⑤樹林		市町により実施

※各種構造については、今後、詳細検討により決定。  
※④、⑤については、市町でつくる推進計画等に、津波被害の軽減を目的とする対策として位置づける。



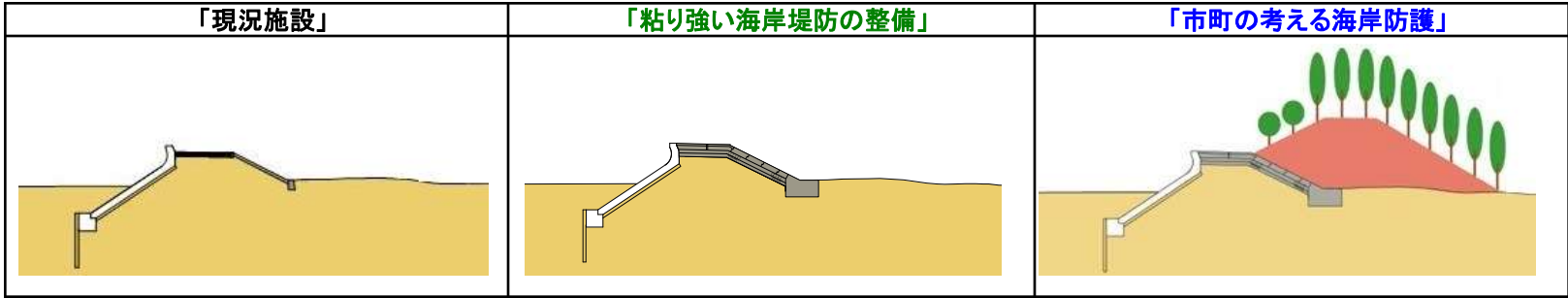
# 駿河海岸の海岸防護における維持管理役割分担イメージ

①天端保護工	海岸管理者が維持管理 (海岸保全施設)
②裏法被覆工	海岸管理者が維持管理 (海岸保全施設)
③裏法尻部保護工等	海岸管理者が維持管理 (海岸保全施設)
④盛土	維持管理主体については、海岸管理者・県・市町で 引き続き検討・調整する
⑤樹林	維持管理主体については、海岸管理者・県・市町で 引き続き検討・調整する

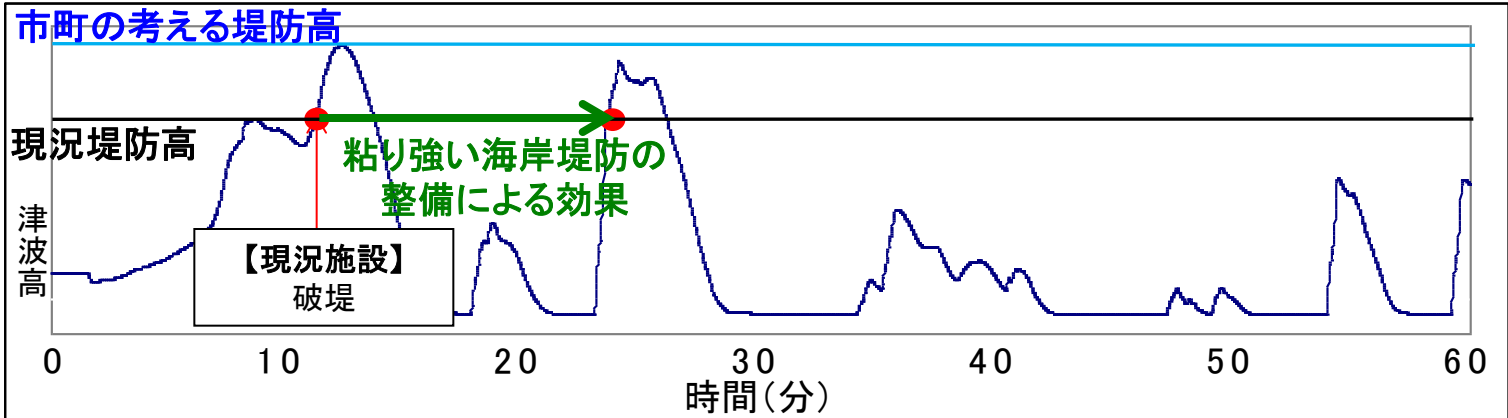


# 海岸防護による効果の概念

- 「現況施設」では、L1津波は、現況堤防高を超えない。しかし、L2津波に対しては、現況堤防高より津波高が大きいいため、海岸堤防では越流が発生し、破堤に至ることもあり得る。
- 一方、「粘り強い海岸堤防の整備」では、破堤に至るまでの時間を稼ぐことにより避難に要する時間が確保できるため、その被害を小さくすることが期待できる。
- 駿河海岸で示されている「市町の考える海岸防護」においては、L2津波波形及び、津波の越流水深から堤防が破堤する可能性は低いと考えられる。
- なお、津波の越水の有無は、市町が考える盛土の高さにより変わるものである。

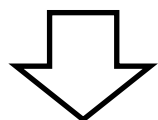


L2津波波形と堤防のイメージ図



# 今後の検討・調整方針

- 盛土及び樹林の維持管理主体
- 具体的な整備に向けた調整（詳細な構造、盛土材支援調整、保安林の扱い等）



静岡モデル推進検討会の場を活用して、国、県、市町の関係機関で検討及び調整を実施する。

- 各市町において津波防災地域づくり推進計画の策定・変更を行う。

# (参考) 市町の整備に対する支援メニュー

## <都市防災推進事業 地区公共施設等整備>

### [目的]

都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な市街地等における道路、公園、緑地、広場等の地区公共施設の整備等により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図る。

### [要件]

防災上危険な市街地の安全性の向上のために、緊急に整備する必要な施設又は著しい効果が期待できる施設 等

### [交付対象]

道路、公園、緑地、広場その他施設(地区公共施設)の整備 等(計画作成、測量・設計、工事、用地・補償等)

### [事業主体]

都道府県、市町村、防災街区整備推進機構

### [交付率]

1/2 (用地費は1/3)



<整備事例(地区道路)>

# 駿河海岸整備検討会のまとめ

各施設管理者は、L1津波に対しての整備と、それを超える津波での粘り強い効果を発現する堤防の整備を基本と考える。なお、背後地の条件が異なるため、具体の整備の姿については、検討会で示された全体の考えに基づき検討を行う。

●粘り強い構造の海岸堤防として、天端保護工、裏法被覆工、裏法尻部保護工等は国の海岸事業で実施し、現況堤防高までの盛土も他工事等で発生する土砂を有効活用することで、国の事業により実施する。

●現況堤防高以上の盛土及び樹林については、背後地の状況等を踏まえ、市町の防災まちづくりを考慮して、市町により実施する。なお、盛土材については、国・県にて調達支援する。

●粘り強い構造の海岸堤防(天端保護工、裏法被覆工、裏法尻部保護工等)は、海岸保全施設として、海岸管理者が維持管理をする。

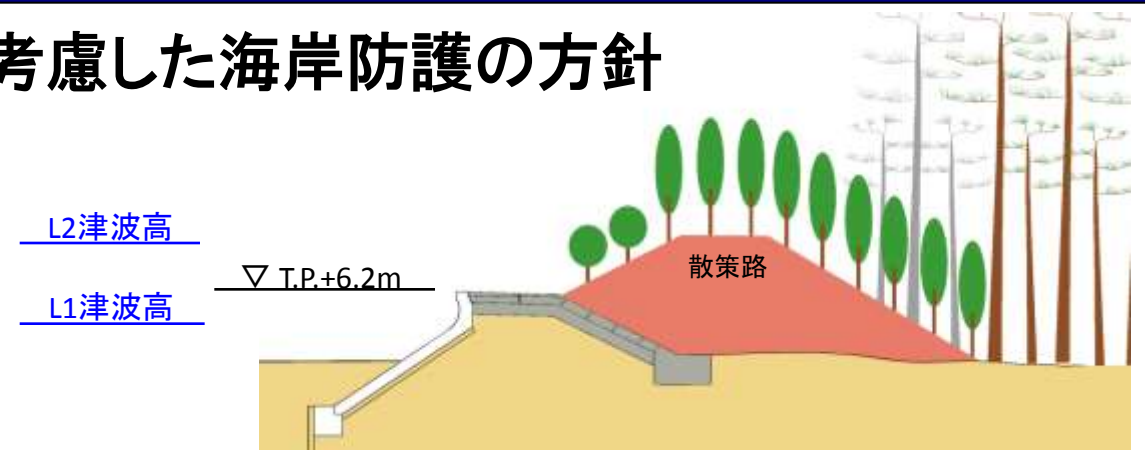
●盛土及び樹林の維持管理主体ならびに具体的な整備に向けた調整(詳細な構造、盛土材支援調整、保安林の扱い等)は、今後、静岡モデル推進検討会の場を活用して、国、県、市町の関係機関で検討及び調整を実施する。



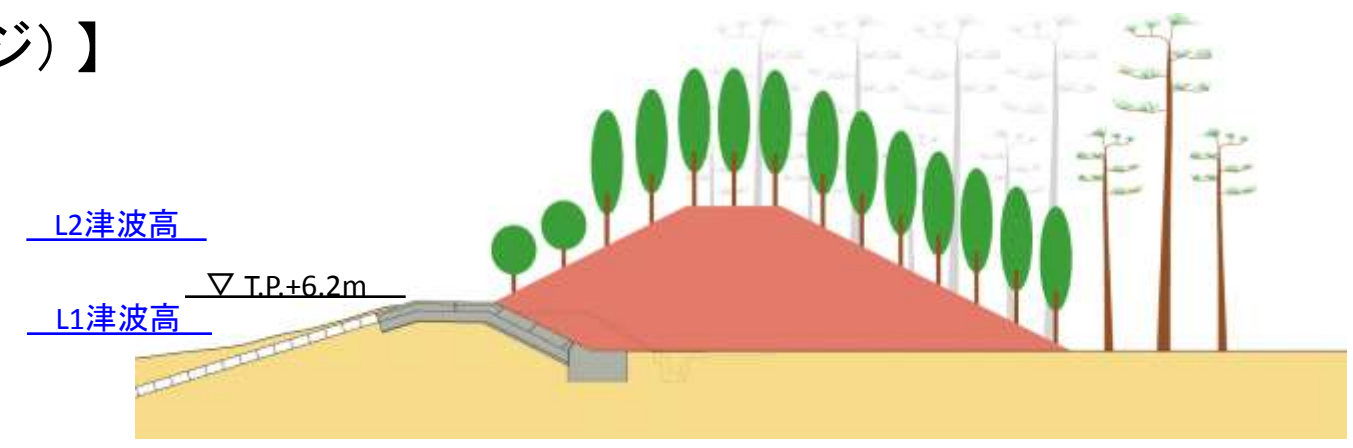
# 駿河海岸整備検討会のまとめ

## 市町の考える防災まちづくりを考慮した海岸防護の方針

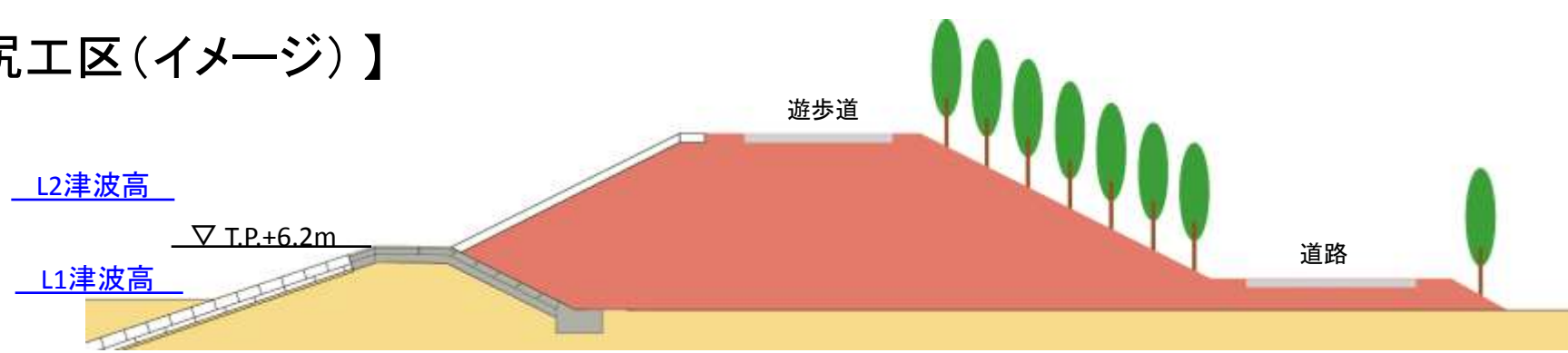
【焼津市：大井川工区（イメージ）】



【牧之原市：榛原工区（イメージ）】



【吉田町：川尻工区（イメージ）】



# 駿河海岸整備検討会のまとめ

## 駿河海岸の海岸防護における施工役割分担イメージ

①天端保護工		国の海岸事業により実施
②裏法被覆工		国の海岸事業により実施
③裏法尻部保護工等		国の海岸事業により実施
④盛土	(現況堤防高まで)	国の事業により実施 (国の事業で発生する土砂を有効活用)
	(現況堤防高以上)	市町により実施 (国・県・盛土材調達支援)
⑤樹林		市町により実施

## 駿河海岸の海岸防護における維持管理役割分担イメージ

①天端保護工	海岸管理者が維持管理 (海岸保全施設)
②裏法被覆工	海岸管理者が維持管理 (海岸保全施設)
③裏法尻部保護工等	海岸管理者が維持管理 (海岸保全施設)
④盛土	維持管理主体については、海岸管理者・県・市町で引き続き検討・調整する
⑤樹林	維持管理主体については、海岸管理者・県・市町で引き続き検討・調整する

※各種構造については、今後、詳細検討により決定。  
 ※④、⑤については、市町でつくる推進計画等に、津波被害の軽減を目的とする対策として位置づける。

